

東京港區公報

昭和二十五年十二月五日發行

第九号 火曜日

目次

東京都港区立図書館條例(制定)	(七三)
東京都港区児童遊園設置條例(制定)	(七三)
東京都港区営白金共同作業所條例施行規則(制定)(支)	(七四)
東京都港区立図書館々則(制定)(支)	(七四)

條例

(入館料等)

◎ 東京都港区條例第十六号
東京都港区議会の議決を経て、東京都港区立図書館條例を、次のように定める。

昭和二十五年十一月十五日

東京都港区長 中西清太郎

(賠償責任)

第四條 図書館は入館料、閲覧料、その他図書館資料の利用に対するいかなる対價をも徴収しない。

第五條 図書及び物品を紛失、汚損又は破損した者は、同一の図書若しくは相当の金額をもつて賠償しなければならない。

(入館禁止)

第六條 次の各号の一に該当する場合は、区長は入

館を拒み、退館を命ずることができる。

一、設備その他の事情により利用の余力がないと

き。

二、傳染病疾患のある者、その他風紀を乱す處があると認められる者。

三、閲覧についての規定又は掲示に背き若しくは

係員の指示に従わない者。

四、その他入館を不適当と認めたとき。

第七條 この條例の施行について、必要な事項は区長が別に定める。

第八條 この條例は、公布の日から施行し、昭和二年十月一日から適用する。但し、第四條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

第九條 昭和二十六年三月三十一日までは、左の通り

ることを目的とする。

(図書館の事業)

第三條 図書館は、左の事業を行ふ。

館内閲覧、館外貸出、図書類の買上、図書の受贈

その他の必要な附帯事業。